## 公立大学法人広島市立大学職員等からの公益 通報等に関する規程

平成27年3月26日 規 程 第 3 号

(目的)

第1条 この規程は、職員等の法令に違反する行為及び公正を害する行為等に関する通報及び相談(以下「公益通報等」という。)について必要な事項を定めることにより、職員等の法令の遵守及び公正な事務の執行等を一層推進し、もって公立大学法人広島市立大学(以下「法人」という。)の運営に対する信頼の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「職員等」とは、法人の役員及び職員並びに公益通報 者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)第2条第1項第2号の 派遣労働者でその労働者派遣の役務を法人に提供するもの、及び同項第3号に規 定する場合において法人の事業に従事する労働者をいう。

(通報及び相談)

- 第3条 職員等は、次に掲げる行為(以下「法令違反行為等」という。)が生じ、 又はまさに生じようとしていると思料するときは、次条の通報相談員に、通報又 は相談を行うことができる。
  - (1) 業務の執行に関し、法令(法人及び法人が設置する広島市立大学における規程(以下「法人規程」という。)を含む。)に違反する行為
  - (2) 業務の執行に関し、公正を害する行為(前号に該当する行為を除く。)
  - (3) 懲戒の事由に該当する非違行為(前2号に該当する行為を除く。)
- 2 公益通報等は、文書、電子メール、面談又は電話により行うものとする。
- 3 公益通報等は、法令違反行為等の概要(法令違反行為等がまさに生じようと思 料する場合は、その根拠を含む。以下同じ。)を分かりやすく示すこと等により 行わなければならない。
- 4 公益通報等は、役員にあってはその氏名を、職員にあってはその氏名及び所属 を、その他の者にあってはその氏名、法人との関係及び連絡先を明らかにして行 わなければならない。ただし、法令違反行為等について客観的に証明できる資料 を示した場合は、この限りではない。

- 5 職員等は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目 的で公益通報等を行ってはならない。
- 6 理事長は、必要に応じて、前項に規定する不正の目的で公益通報等を行った職員等に対して、法人規程に基づき懲戒又は訓告等(以下「懲戒等」という。)を 行うものとする。

(通報相談員の設置)

- 第4条 職員等からの公益通報等の受付、相談に対する助言及び理事長への報告等 を行うため、法人に通報相談員を置く。
- 2 通報相談員は、事務局総務室長及び総務室室長補佐とする。
- 3 理事長は、必要があると認めたときは、前項以外の通報相談員を置くことができる。

(公益通報等の取扱い)

- 第5条 通報相談員は、通報を受け付けた場合には、速やかに当該通報の概要を理事長に報告しなければならない。この場合において、通報者の氏名その他通報者が特定される情報については、通報者の同意を得た場合に限り、これを報告するものとする。
- 2 理事長は、通報の内容等を確認し、受理を決定した場合はその旨を当該通報者に通知し、当該通報の内容が著しく不明確であり次条の調査が困難であると認めた場合又は当該通報が第3条第5項に規定する不正の目的によるものであると認めた場合は当該通報を受理しないものとし、その旨及びその理由を当該通報者に通知しなければならない。ただし、第3条第4項ただし書の規定により匿名で通報が行われた場合は、通知を要しない。
- 3 通報相談員は、職員等から法令違反行為等に関する相談を受けたときは、相談 者に対し必要な助言を行い、当該法令違反行為等の概要を必要に応じて理事長に 報告しなければならない。この場合において、第1項後段の規定を準用する。
- 4 通報相談員は、任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。任務を退いた後も、同様とする。

(通報に対する調査)

- 第6条 理事長は、通報を受理し、必要があると認めるときは調査を実施する。
- 2 理事長は、当該通報者に対して、前項の調査を実施するときはその旨を、調査 を実施しないときはその旨及びその理由を通知するものとする。

- 3 理事長は、第1項の調査を行う場合には、事案ごとに、通報調査委員会(以下 「調査委員会」という。)を置くことができる。
- 4 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 法人経営担当理事(ただし、次項に該当する場合は、理事長が指名する理事とする。)
  - (2) 理事長が事案を考慮して指名する者 若干人
- 5 調査委員会委員は、自らが関係する事案に関与することができない。
- 6 調査委員会に委員長を置き、第4項第1号の委員をもって充てる。
- 7 調査委員会委員は、通報者が特定されることのないよう、十分配慮して第1項 の調査を行わなければならない。
- 8 調査委員会委員は、第1項の調査を行う上で必要がある場合には、関係する職員等及び通報者に対する聴取及び資料の提出の依頼等を行うことができる。
- 9 調査委員会委員は、任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。任務を退いた後も、同様とする。
- 10 職員等は、第1項の調査に誠実に協力しなければならない。
- 11 職員等は、当該調査に協力したことにより知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(調査結果の報告)

第7条 調査委員会は、調査を終了した場合には、速やかにその結果を理事長に報告しなければならない。

(是正措置等)

第8条 理事長は、調査委員会から、通報内容が事実である旨の報告を受けたときは、速やかに法令違反行為等の是正措置又は発生防止策等(以下「是正措置等」という。)を講ずるものとする。

(懲戒等)

- 第9条 理事長は、必要に応じて、法令違反行為等に関与した職員に対して、法人 規程に基づき懲戒等を行うものとする。
- 2 法令違反行為等を行った者が当該行為等の発覚前に通報した場合には、懲戒等 を通例よりも軽減することができる。

(調査結果等の通知)

第10条 理事長は、第7条第1項の規定による調査結果の報告を受けた場合には、

当該通報者に対し、当該調査の結果を通知するものとする。

- 2 理事長は、第8条の規定による是正措置等を講じた場合には、当該通報者に対 し、当該是正措置等を通知するものとする。
- 3 前2項の通知については、第5条第2項ただし書の規定を準用する。 (不利益取扱いの禁止)
- 第11条 職員等は、この規程に基づく正当な通報等を行ったことを理由として、 いかなる不利益な取扱いも受けない。
- 2 第6条第8項の規定により調査に協力した職員等は、調査に協力したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。
- 3 前2項の規定に反して不利益な取扱いを受けた職員等は、その旨を理事長又は 通報相談員に申し出ることができる。

(理事長職務の代理)

第12条 理事長が法令違反行為等の当事者として公益通報等がされた場合は、法 人経営担当理事が、前条までの理事長の職務を代理する。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、事務局総務室において遂行する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、職員等からの公益通報等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。